

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 船岡歯科医院
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市東灘区深江本町 3-6-1
 (3) 設立認可年月日 平成 9 年 2 月 3 日
 (4) 設立登記年月日 平成 8 年 1 2 月 2 0 日
 (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	船岡 勝博	
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	船岡歯科医院	2830102147	神戸市東灘区深江本町 3-6-1	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 22 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 26 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 11-2

法人名 医療法人社団 船岡歯科医院

※医療法人整理番号 0 0 8 6 3

所在地 神戸市東灘区深江本町 3-6-1

財 産 目 録

(令和6年6月30日現在)

1. 資 産 額	106,655 千円
2. 負 債 額	59,901 千円
3. 純 資 産 額	46,754 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	30,735
B 固 定 資 産	75,920
C 資 産 合 計 (A+B)	106,655
D 負 債 合 計	59,901
E 純 資 産 (C-D)	46,754

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 11-3

法人名 医療法人社団 船岡歯科医院

※医療法人整理番号 0 0 8 6 3

所在地 神戸市東灘区深江本町3-6-1

貸 借 対 照 表

(令和6年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	30,735	I 流動負債	6,831
II 固定資産	75,920	II 固定負債	53,070
1 有形固定資産	63,686	負債合計	59,901
2 無形固定資産	1,769	純資産の部	
3 その他の資産	10,465	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	36,754
		純資産合計	46,754
資産合計	106,655	負債・純資産合計	106,655

様式 11-5

法人名 医療法人社団 船岡歯科医院
 所在地 神戸市東灘区深江本町 3-6-1

※医療法人整理番号 0 0 8 6 3

損 益 計 算 書
 (自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	83,009
2 事業費用	80,013
本来業務事業利益	2,996
事業利益	2,996
II 事業外収益	4,148
III 事業外費用	274
經常利益	6,870
IV 特別利益	89
V 特別損失	10,000
税引前当期純損失	△ 3,041
法人税等	72
当期純損失	△ 3,113

法人名 医療法人社団 船岡齒科医院 ※医療法人整理番号 00863
 所在地 兵庫県神戸市東灘区深江本町3-6-1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
 近親者である場合には続柄を記載する。
 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
 取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 船岡歯科医院
理事長 船岡 勝 博様

私は、医療法人社団船岡歯科医院の令和5年会計年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月21日
医療法人社団 船岡歯科医院
監事 黒澤 正紀